

平成27年 9月28日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

総務常任委員会
委員長 神谷 建一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第74号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

本案は、地方自治法の規定に基づき、新たに2つの附属機関を設置し、4つを廃止、1つの事務内容について追加するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市総合計画審議会
・第二次宗像市総合計画策定に関する調査審議が終了したため、廃止するもの。
- 2 宗像市情報公開・個人情報保護審査会
・宗像市特定個人情報保護条例の施行に伴い、同条例に基づく開示等の決定に関する不服申立ての審査事務を追加するもの。
- 3 宗像市空き地・空き家等対策審議会
宗像市空き家等対策協議会

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の施行に伴い、宗像市空き家等の適正管理に関する条例を廃止したため、宗像市空き地・空き家等対策審議会を廃止するとともに、特別措置法に基づく宗像市空き家等対策協議会を設置するもの。
 - ・委員は10人以内で組織し、国のガイドライン等に基づいて弁護士、司法書士等の中から市で選定する。
- 4 宗像市立地適正化計画策定委員会
・立地適正化計画策定に関する調査審議を行うために設置するもの。
・都市計画マスタープランの都市像に位置付けているまちづくりを進めるために、都市全体の視点から住宅及び都市機能を増進する施設の立地の適正化を図るための計画を策定する。
・委員は12人以内で組織し、知識経験を有する者として、都市計画審議会会長、交通・都市計画・福祉分野の学識経験者、各種団体代表として鉄道・交通関係事業者、商工会、観光協会、コミュニティ運営協議会、市民代表として2人、関係行政機関の職員として福岡県の都市計画課長などを想定している。
 - 5 宗像市国土利用計画及び都市計画マスタープラン審議会
・国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定に関する調査審議が終了したため、廃止するもの。
 - 6 宗像市住生活基本計画策定委員会
・住生活基本計画策定に関する調査審議が終了したため、廃止するもの。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第75号議案 宗像市特定個人情報保護条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が施行されることに伴い、市が保

有する特定個人情報の保護に必要な措置を講ずるため、個人情報保護条例の特例を定める条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 特定個人情報の定義、特定個人情報の取り扱い（収集、利用、保有など）、情報の開示、訂正、利用停止、不服申立てなどを定めるもの。
- 2 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報である。
- 3 実施機関が特定個人情報を収集することができるのは、番号法に該当するもの（社会保障、税、災害など）のみであり、個人情報保護条例と比べて限定的である。
- 4 特定個人情報については、個人情報保護条例では認められていなかった本人の委任による代理人も開示請求をすることができる。運用にあたっては、本人確認と同様に代理人の本人確認を実施する。
- 5 番号法に規定されている罰則が適用されるため、条例では罰則を規定していない。番号法では懲役刑も整備されている。
- 6 安全確保の措置については、データに関する機械的な予防措置、ウィルス対策、データの暗号化、職員の認証制度化、研修等を行っている。また、県の指導を受けながら住民情報システムをネットワークから隔離する作業などに取り組んでいる。
- 7 市民への啓発は昨年から取り組んでおり、チラシの全戸配布、住民説明会の開催、広報紙への掲載などを行っている。
- 8 個人情報は各機関で分散管理し、情報のやり取りは暗号化した符号で行うため、特定個人情報にひも付けされた情報は容易に抜き出せない仕組みとなっている。また閉鎖されたネットワークの中で情報をやり取りするため、サイバー攻撃を受ける可能性は低い。
- 9 システム設計業務、カード交付業務などに関する市の費用負担は、平成26年度から3ヵ年で1億6,700万円程度、これに対する国の補助金は8,400万円程度になる予定である。

【意見】

（賛成意見）

- ・各機関が別々に所有している所得や年金、社会保険などの個人情報を一元的に管理するマイナンバー制度の運用が開始すると、行政手続きの簡素化や利用者一人ひとりに対応した情報の提供を受けることができるなど、住民サービスは大きく向上する。ただし、現状は制度に関する国民の理解が進んでいないので、それを前提に行政のサポートを進めてもらいたい。

（反対意見）

- ・マイナンバー制度は、市民の個人情報を効率よく把握できるというメリットがある反面、情報漏えいにより、個人のプライバシーが侵害されるリスクは大きい。制度開始までの準備期間も短く、様々な不安が残されたままである。現段階ではまだ十分に準備が整っていないので、この制度の運用は中止するべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第76号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が施行されることに伴い、宗像市手数料条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 10月5日から交付を開始する通知カードの再発行手数料について、1枚につき500円と定める。
- 2 住民基本台帳カードの交付が本年12月末で廃止されるため、住民基

本台帳カードの交付手数料の項目を削除し、1月1日から交付を開始する個人番号カードの再交付手数料について、1枚につき800円と定める。

- 3 通知カードは地方公共団体情報システム機構が10月3日までの住民基本台帳のデータをもとに、印刷、封入、発送を行う。
- 4 通知カードは世帯ごとに簡易書留で市民に送付されるが、宛先不明等で返戻された分については、市で調査を行い本人に交付する。
- 5 DV等で住民基本台帳とは異なる住所に居住している場合は、事前に居所情報を登録申請する制度があり、現在関係課が連携して確認を行っている。
- 6 個人番号カードの交付を希望する場合は、申請書を郵送、又はインターネットで申請する。来年1月1日以降に本人が市役所でカードを受け取る必要があるが、代理人に委任する制度もある。
- 7 カードの紛失、盗難等で、個人番号が悪用される可能性がある場合には、申請により個人番号を変更することが可能である。

【意見】

(賛成意見)

- ・個人番号カードの受け取りについては、本人又は代理人が市役所に出向く必要があるが、相当数の来庁者が予想される。新しいシステムをスムーズに稼働できるよう、カードの交付が開始される1月の土曜、日曜に担当窓口を開設し対応するなど、行政の全面的なサポートをお願いしたい。

(反対意見)

- ・国民の個人情報の保護が100%できるとは言えない中で、マイナンバー制度を導入するべきではないと考える。国は費用対効果も明らかにしておらず、制度そのものに問題があるので、この条例案にも反対である。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第77号議案 字の区域の変更について

本案は、造成事業に伴い字の区域を変更するため、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 都市計画法に基づく開発行為により造成された区域について、関係する自治会、開発業者の要望及び現地調査に基づいて、字の区域を変更する。変更内容は、曲、宮田一丁目の一部を自由ヶ丘七丁目に編入するもので、対象は22区画である。
- 2 今回の変更により、当該地区の小学校区は南郷小学校から自由ヶ丘小学校に変わる。市民課と教育委員会との事前の協議は行っていない。
- 3 関係区長とは十分な協議を行い、同意を得ている。自由ヶ丘区からは入居者は自治会に加入することなどの条件提示があった。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第78号議案 財産の取得について

本案は、消防ポンプ自動車2台を購入するため、平成27年8月4日指名競争入札により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
消防ポンプ自動車（CD-1型）2台
- 2 取得価格
37,812,360円
- 3 契約の相手方
福岡市中央区平尾三丁目17番6号
ジーエム市原工業株式会社
代表取締役 澤田悦幸さわだよしゆき
- 4 履行期間
契約効力の発生日の翌日から平成28年3月18日まで
- 5 入札の概要
指名競争入札、入札参加者7者
- 6 配置先
3分団（赤間西地区）、12分団（神湊地区）
- 7 その他

- (1) 法定耐用年数は5年だが、走行距離が短く、ポンプの使用頻度も少ないため、各自治体の判断で年数を決定し買い替えを行っている。20年を超えるとメーカーからのポンプの部品の供給が不可能になるということもあり、本市では20年で更新することとし、それに基づき随時更新している。
- (2) 格納庫の更新については、消防ポンプ車の全国的な統一基準がほぼ変わっていないため、車体が大きくなったという理由での建て替えはない。老朽化や耐震性に問題がある場合などに随時更新を行っている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。